

予算特別委員会会議録（ 5 ）（ 1 2 . 3 定 ）			
日 時	平成 1 2 年 9 月 2 1 日（木）	開 議	午後 3 時 1 5 分
		閉 会	午後 7 時 5 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	西脇委員長、前田副委員長、横田・成田・大島・中島・久末・小林・佐々木（勝）・武井・高橋・斉藤（陽）各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委 員 長 署 名 員 署 名 員 書 記 記録担当			

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に横田委員、中島委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

新谷委員が中島委員に、斉藤裕敬委員が大畠委員に、見楚谷委員が横田委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより総括質疑に入ります。

○高橋委員

地球温暖化対策について

初めに、地球温暖化対策についてお聞きします。

ご答弁の中で、本年度の新しい形として環境に優しい市民ルールの作成というのがありました。この環境に優しい市民ルールの策定に至った経緯と、その理由と、現況について説明をお願いします。

○環境課長

ただいまご質問ございました地球温暖化対策の一つの環境に優しい市民ルールについてご答弁申し上げます。

環境に優しい市民ルールにつきましては、地球温暖化をはじめとする環境問題、これにつきまして市民、事業者の日常生活あるいは事業活動、これによるエネルギーの増加の還元がございます。この問題解決のために市民レベルでは何をしたらいいのかという、このためのルールを定めようとするものでございます。

具体的な内容といたしましては、地球温暖化の大きな原因となっております二酸化炭素の排出量、ほかにも温室効果ガスがございますけれども、90%が二酸化炭素と言われております。これを削減するための日常生活で取り組んでいくこと、これを応援する取り組みに主眼を置くこととしております。

現況につきましては、市民参加のルールづくりということで7月に市民懇話会を設置いたしまして、これまで2回の懇話会を開催いたしました。7月と9月でございますけれども、18名の委員からなる懇話会で具体的にに取り組んでいくことを大きく5項目ほどにまとめていただきまして、その素案を11月発行予定のごみゼロ広報で皆様に公開し、さらに市民意見を募集したいと思っております。5項目の内容でございますけれども一つは、省エネルギー生活のこと。もう一つは自動車の使用に関すること、アイドリングストップ等でございます。もう一つは、グリーン購入についてのこと。さらに、エコクッキングといいますか、料理の場面での環境保全対策。そしてごみの減量。この5項目についてでございます。

○高橋委員

それで今、11月に市民の皆さんに提示をするということですね。このルール、具体的に示すだけではなくて活用するということは考えられていますか。

○環境課長

11月にお示しするのは、実際に普及啓発をするためのツールを皆様に一度お示しをして、それを皆様の意見の反映のもとにさらに覚えやすいものあるいは取り組みやすいものに変えたもので、新年度からいろいろな形の普及啓発対策を行っていくということでございます。

○高橋委員

次に、本年6月に道で策定しました北海道地球温暖化防止計画というのがあります。小樽市としても同様の防止計画を年度内に策定するというようなご答弁だったと思いますけれども、現在の進行状況、それから今後の予定の2点をお願いします。

○環境課長

北海道地球温暖化防止計画と小樽市の施策の関係でございますけれども、北海道の計画が第1の防止計画。これ

は北海道全体の温室効果ガスを2010年度までに1990年比で9.2%削減するという中身でございます。この削減のためのシナリオというのが防止計画の中にございまして、国が進める取り組み、道が推進する省エネルギー対策、それと道民及び事業者の取り組みというふうに3つに分かれております。

このうちで市町村が取り組むべき施策といたしましては、道民事業者の施策、取り組みといたしますが、その部分を環境に優しい市民ルールでいわゆる省エネ行動を道の目標では30%と言っておりますけれども、今までエコライフといたしますが、環境保全行動をしていなかった方が3割以上その行動についていただく、これを目標にしております。これを環境に優しい市民ルールで措置してまいりたいと考えております。

それから、第2部が市町村の事務事業に関するあるいは都道府県も含みますけれども、その実行計画でございまして、北海道庁における目標でございますけれども、2004年度における道の事務事業からの温室効果ガス排出量を1998年度に比べ5%削減という目標を立てております。

これに符合する部分の小樽市の施策といたしましては、小樽市の事務事業に関する実行計画。この策定作業に着手しております。現在、市の事務事業によって消費されているエネルギー、あるいは紙ですとかそういうグリーン購入に関すること、そういうものの調査を行っておりまして、それによりまして目標値を定めていきたいと思っております。策定期間につきましては年度内を考えてございます。

○高橋委員

防止計画の趣旨、位置づけ、対象期間、目標達成年次、計画の目標、計画の重点施策。こういう事柄が道の方でも決められていると思いますけれども、現在考えられているものの中で決まっているもの、考えられるものがありましたら教えてください。

○環境課長

基本的に北海道の定めております年次と同じ年次を考えております。

それから目標値につきましては、北海道の場合5%というふうに定められておりますが、これは現在の調査の中で事務事業の中身で変革の部分もございまして、これにつきましては各部のご意見を伺いながら慎重に進めてまいりたいと思っております。

重点施策につきましても道の温暖化防止計画に準ずるものと考えております。

○高橋委員

体験的な環境学習について

子供エコクラブ活動というのがありましたけれども、この構成メンバー、人数、それから主な活動内容について教えてください。

○環境課長

子供エコクラブについてのお尋ねでございますけれども、現在、小樽市での子供エコクラブ登録数は3クラブでございます。いずれも小学校のクラス単位での登録になってございます。合計人数が3クラブで111名でございます。活動内容につきましては、私どもで7月に開催いたしましたエコライフフェスティバルの中でのエコクラブセミナーへのご参加、あるいは水生生物調査、これは環境庁あるいは建設省が実施をしておりますけれども、それへの参加、そしてさらに自然環境に触れる自然体験教室といいたしましうか、そういうものを後志支庁等の主催によりまして出前環境教室ということで行っております。そういうことの参加が予定されてございます。

○高橋委員

このエコクラブ活動ですけれども通年の推移といたしますか、ふえてきていますか、減ってきていますか。

○環境課長

昨年が2クラブ70名ほどでございました。今年度に入りましてから各学校の総合学習担当の先生方にごあいさつに伺いまして、環境学習の一環として子供エコクラブ活動があるということを普及いたしまして、3クラブになっ

たところでございます。そのほかPTA、市P連等も通じましてお願いをしております、間もなくPTAの中から1クラブ登録する予定になってございます。

○高橋委員

ISO14001について

北海道でも地方自治体で取得するところがふえているようですけれども、まずこのISO14001について説明願います。

○環境課長

ISO14001についてのご説明でございますけれども、ISOはご承知のとおり国際標準機構で定めており、当初は物品についての規格でございました。写真用フィルムの感度がISO400とか100とかというのが一番身近なものだと思います。

その後、1987年にISO9001品質管理についての規格が制定されております。この9001と今ご質問の14001環境マネジメントシステムにつきましては製品ではなくてシステムの規格ということで、新しい形のものとございます。製品とか部品に対して認証されるものではなくて、工場等の事業所を対象として認証される新しいタイプの規格と言うことができるかと思えます。

お尋ねの14001についてでございますけれども、このシステムにつきましては企業あるいは自治体のオフィス活動あるいは事業活動が環境に及ぼす影響を評価して、これらの負荷を低減するための環境管理と改善の手法とすることができるかと思えます。1996年の制定でございまして、日本でもJIS規格化されてございます。

具体的には環境保全に関する環境方針、目標、計画等を定める、これプランと通常言っております。そして、これを実行、記録するドゥーの部分でございます。そして、実行状況を点検するチェックの部分でございます。4番目にシステムを見直して改善する。この4つの段階をPDCAサイクルといっておりますけれども、この中で環境への影響を低減していくと、これについての定期監査を毎年行っていくという規格と承知しております。

○高橋委員

それで小樽市としてはいつごろ取得したいというか、取得の目標に向かいたいというふうに思っておりますか。

○環境部長

まだ具体的にいつというふうなことまでは至っておりませんので、今道内でも例えば札幌市などは道も含めて取り組み始めておりますので、その辺りの状況を見ながら並行的にいろいろな資料の収集だとか、あるいは環境課においていろいろな研究活動、これは単に一環境部だけのことではございませんので、全庁的な取り組みになりますので、その辺にもらみながら、もう少し時間をかけてその辺りの具体的なプログラムといいますか、そういったものを見極めていきたいなというふうに思っております。

○高橋委員

これは要望なんですけれども、環境部としては今大変忙しいと思います。それでぜひこれは後回しにしないで、大事な問題ですので並行して研究をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○高橋委員

教育問題について

次に、教育問題について何点が質問いたします。

まず、学校のトイレ整備について何点が質問します。ご答弁の中で、アンケート調査を実施中であるということに答えをいただきました。大変評価したいと思います。このアンケートについていつ回収したのか、どのように集約するのか、お願いします。

○(学教)施設課長

学校トイレのアンケート調査の関係でございますけれども、現在、学校に用紙を配布して約1週間ぐらいになり

ます。それで、締め切りといいますか、約2カ月見ておりますので、11月の中ぐらいをめでに考えております。

○高橋委員

アンケート用紙ですけれども、どのような内容なのか、主なもので結構です、紹介してください。

○(学教)施設課長

アンケートの形式なんですけれども、小学校低学年用、高学年用、1年から3年、それから4年から6年、それから中学生、こういう3種類にして、項目は同じなんですけれども、小学生用には平仮名を多く用いてアンケート用紙をつくったんですけれども。

代表的な中身といたしましては、どんなトイレが嫌いですかとか、それからどちらのトイレがいいですか。これは和式、洋式でどちらがいいですか。その中で、和式と答えた場合には、どうして和式がいいのですかとか、洋式では、またどうしていいのですか。それから学校のトイレは自分に合っていますか。それから、最後に学校のトイレがどんなトイレだとよいと思いますか。主な項目はこういうことになっています。

○高橋委員

11月中旬に集約して、そのアンケートはどのように活用しようというふうに考えているのですか。

○(学教)施設課長

一般家庭がほとんど洋式かなということがありまして、学校は和式が中心と一部洋式になっていますけれども、それで生活様式も変わっているということがありまして、これからの学校整備、トイレ改修なんかで、やはり子供さん方の意見を反映できるような方向で、その意見を入れながら整備をしたい。そういう考えから、今回アンケート調査を行っているということです。

○高橋委員

一番先に改修されるというか、新築される計画、今現在で、中学校、小学校はどこがあるのでしょうか。

○(学教)施設課長

一番先に改修される学校といいますか、今までも学校トイレはやっていますけれども、このアンケート調査をやった目的は、今後大規模改造、改修などを行う場合の、トイレ改修に当たっての整備ということで考えております。

○高橋委員

近々予定されているということで質問変えたいと思うんですけれども、それはいつか。

○(学教)施設課長

これから詰めていきたいと、まだ決定はしておりません。

○高橋委員

私の質問の中でぜひ生徒の声を反映できるようにということをお願いしてあったんですけれども、教育長のご答弁は調査結果を参考にしながらという、そういうニュアンスでちょっとトーンダウンしたように聞こえたんですけれども、こういう点どうでしょうか。

○(学教)施設課長

いや、参考にと言いますけれども、やはり意見が一番多い意見の方向で整備をしていきたいという考えです。

○高橋委員

反映するということは、具現化して形にしないとなかなか反映したことはないのではないのかというふうに思うんですけれども、この点どうでしょうか。

○学校教育部長

ただいま施設課長ご答弁申し上げましたとおり、今回のアンケートのねらいというのは、委員おっしゃったようにあくまでも子供のそういったアンケート結果を踏まえて、そういったことでトイレを改修していきたいと、こういう考えでやってございますので、これからトイレの改修につきましては、施設整備全体の中でそういった子供の

意見を取り入れながら進めてまいると、これが教育委員会の考え方でございますので、ご理解のほどお願いしたいと思ひます。

○高橋委員

ぜひお願いしたいと思ひます。

○高橋委員

LD(学習障害)について

LDについての教職員それから保護者への理解、それから啓発のための講演会など、そういうものをどのように実施されようとしているのかお伺ひしたいと思ひます。

○学務課長

本会議の中で、教育長の方からも若干お答えしていると思ひます。それで、委員もご承知のとおり、このLDという言葉なり概念というのが昨年の7月に文部省の協力者会議から初めて報告書が出されたという中で、徐々にいいいますか、ある意味ではここ1年ぐらいの間に急速に広まりつつある一つの議論だろうというふうに理解をしております。本会議でもございましたNHKのフォーラムにも大変多くの市民の方、また市内の教職員の方々も参加してまいりました。私もといたしまして、やはり現状ではまずこのLDというものの言葉の理解といいいますか、どういう概念なのかといいいますか、そういったことからまず入っていく必要があるだろうというふうに考えておりますので、何とか今年度中にはどういう形になるか、いろいろ検討する材料というはあるわけですが、今年度中の中で教職員や保護者の方も参加できるような形での講演会等を開催をしてまいりたいというふうに考えております。

○高橋委員

ぜひ多くのメンバーをお願いをしたいと思ひます。

○高橋委員

不登校について

サポート体制づくりということで要望しましたけれども、これに関しては検討していきたいという答えでしたけれども、具体的にどのように検討されようとしているのかお聞きします。

○指導室長

不登校に対するサポート体制についてですが、今年度ふれあい協力員を2名配置いたしまして、その指導の充実に努めているところであります。これにつきましては、さらに今後具体的な方法を今調査研究中ですので、今後具体的な方法について詰めてまいりたいと考えています。

○高橋委員

次に、実際に活動されている民間グループがありますよということでお話ししたわけですが、意見交換の場づくりをぜひやってほしいという、そういう問いに対して具体的な答えがいただけてなかったのではないかと、いうふうに認識しているんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○指導室長

教育長の方からも答弁申し上げておりますけれども、具体的には2つの団体から、一つの団体からは定期的に会報を私どもの方ちょうどいいしまして、会の活動状況について私どもの方にもお知らせをいただいております。それから、もう一つの団体につきましては、時折代表の方お見えいただきまして、今後の会の運営等について意見の交流をする、あるいは子どもたちの理解について互いに意見交流をするというようなことを進めております。

○高橋委員

今後は、年何回ぐらい、そのようなことを予定されていますか。

○指導室長

に検討いたしまして、庁内合意を得ていくことも必要であろうというふうに考えてございます。

それから、今新光大橋という話も出ましたけれども、我々としても今所長がお答えしましたように、東南地区全体のバランスを考えながら、今後用地の選定に当たっていききたいと、このように考えております。

○斉藤(陽)委員

選択肢の一つということなんですけれども、仮にこの朝里十字街という場所になった場合に、利用の範囲といたしますか、児童館を含むコミュニティセンターというものの利用者の範囲といたしますか、どの辺りまでを考えて設置をされるのでしょうか。

○市民部長

利用者の範囲ということでございますけれども、コミュニティセンターの施設の性格からいしまして、やはり子どもから高齢者まで非常に幅広い方が利用するというふうに考えてございます。

○斉藤(陽)委員

ちょっと質問の仕方が悪かったんですけれども、要するに例えば地域的に、今稲北のコミュニティセンターがあるわけなんですけれども、それに対して東南部地区に設置をするということは、地理的、地区的見て、どのあたりの人に対して利便性を持った施設であるべきだというふうにお考えでしょうか。

○総合サービスセンター所長

今のところの計画としまして東南地区ということを考えておりますので、全体のバランスを考えながらというふうに考えております。どこの地区という限定ではありません。

○斉藤(陽)委員

21世紀プランのこの地区の定義といたしますか、東南部地区というのは相当広範囲でして、町名でいうとどの辺になるのでしょうか。

○総合サービスセンター所長

想定しておりましたのは、桜町、望洋台、具体的に町名を上げていいかわかりませんが、それから朝里、新光地区というふうに考えてございます。

○斉藤(陽)委員

例えば、若竹町ですとか、あるいはもうちょっと東側、いわゆる銭函地区ですね。そういったところは含まれないわけですね。

○市民部長

21世紀プランで挙げております東南部地区につきましては、朝里地区と銭函地区というふうに分かれておりますけれども、朝里地区でいいますと、桜、船浜、朝里、新光、望洋台、朝里川温泉と、こういったことでなっておりますけれども、今おっしゃいましたように、若竹とかそういう方がご利用なさるのは一向に構わないというふうに考えてございます。

○斉藤(陽)委員

もちろん構わないわけなんですけれども、利便性ということを考えますと、なぜこういう場所にこだわるかといいますと、例えば朝里十字街ということで、その地域からしますと国道沿いに今いわゆるバス路線というのがあるわけですね。そこから外れた地域といたしますか、国道から割と離れているところというのは、バスの便とかが非常に不便なわけですね。その最たる部分が今回一般質問でも質問させていただきました望洋台地区から朝里、新光方面ということになるんですけれども、そういった部分で考えますと、朝里十字街ということで広い範囲の人が利用するとしても、この比較的近い位置にありながら望洋台の人は交通の便的にはかなり不便だということになるのではないかという気がするんですが、この点についてはいかがですか。

○市民部長

やはり今望洋台を経由する循環線が通っていないという意味では指摘のとおりかと思います。

ただ、私どもとしましては、これまでも住民要望につきましては、中央バスにいろいろと要請してまいりましたし、これからまたやってまいりたいと、このように考えております。

○斉藤(陽)委員

一般質問でも一つの例として質問させていただいたんですけれども、今コミュニティバスというような形で、道内でも100円バスというんですか、いわゆる中心市街地の関連で従来あったバス路線が廃止になって、その街の中心地でありながら比較的足がなくなるといようなことで、そこに自治体が助成をした形でバスを走らせるというような動きが全国的にも最近多くなってきているわけなんですけれども、今後いわゆるコミュニティバスのような形で、民間企業が採算性を考えるとちょっと営業的に運営することは難しい、そういったところに対して自治体がコミュニティバスというような形で市民の足を確保するという、こういった必要性を今後検討する必要があるのではないかと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○市民部長

コミュニティバスの運行となりますと単に望洋台ばかりではなくて、他にもいろいろ出てくるのではないかと思います。そうなりますと、やはり市全体としてどうするかと、こういった問題にもなってしまうかと思えます。現在のところ、バスの運行となりますと多額な経費も要しますし、なかなか難しいのかなというふうに考えてございますけれども、繰り返しになりますけれども、引き続き中央バスの方にはいろいろと住民要望を要請していきたいと、このように考えております。

○斉藤(陽)委員

もう1点、関連してですが、コミュニティセンターには児童館を含むということで、児童館が併設をされることになっています。これに対して、図書館については市立図書館が今この花園町にあって、あと北分館ということで清水町に分館があるわけなんですけれども、東南部地区については、いわゆる図書館の配置ということも図書館機能のある施設というものも非常におくれているわけですね。ここの部分については、いわゆる東南部地区のコミュニティセンターについては、図書館の機能を持つ施設を併設するということは考えられますでしょうか。

○市民部長

施設の内容につきましては、稲北コミュニティセンターが昨年8月オープンしてございますので、その利用状況あるいはまた利用者のご要望等を聞きながら、今後も検討していかなければならないと考えておりますけれども、ただ現状では、稲北コミュニティセンターとほぼ同じ内容になるであろうというふうに考えてございます。

それから、今図書館の分館ということでございますけれども、私どもとしては図書室につきましては、今後検討していかなければならないだろうというふうに考えておりましたけれども、分館等は念頭にございましたので、どういった規模になるのか、またどのような役割を持たせるのか、そういったことまだお話しっておりませんので、今後教育委員会にまたお話を伺っていきたいと、こんなふうに考えております。

○斉藤(陽)委員

施設的なものとして、いわゆる分館というものが不可能であるとすれば巡回図書館のような形の中継点といえますか、そういうセンターとして設置するだとかそういった部分も可能ではないかと思うんですが、教育委員会の方の見解はいかがでしょうか。

○社会教育部長

コミュニティセンターの関係で施設の機能の関係だと思います。今市民部の方からお答えがございましたけれども、具体的に全庁的な検討の材料が出ました段階で、私どもとしましては全市的な図書の利用という形でいろいろな方策を講じてございますけれども、その地区のいろいろ本館といいますか、こういうわけでございますので、交通の便の話も出ましたので、そういった中で全体の図書館の利用に向けての中で、どのような利用がいいのか、

ます。

しかし、幾ら美辞麗句でいい文章をつくっても、いい規制をつくっても、これを守るのはいつも言うように1人1人の皆さんです。仄聞するところによりますと残念ながら、今年に入ってから自ら命を絶たれた方が3人ほどいとお聞きしております。これはいずれも先ほど申しました管理者でございます。ちまたの声で間違いのないとすればです。

本当にこれは残念だと思います。彼らの下にはそれぞれ職員もおります。相談を受けなければならない方がそのようなことであったということは、本当に残念だったなと思っております。せっかくこのように、当たり前のことが当たり前に書かれた規定ができたわけですから、ぜひ1人1人これを熟読しまして、信頼回復のためにも一生懸命やっていただきたい、そのように思っております。これはいつから施行されるのでしょうか。

○職員課長

この規定につきましては、さきに市長からも答弁しておりまして、全職員に徹底をしたいと考えてございます。ここで今考えていますのは、私ども市長部局の案でございまして、当然水道局、消防、教育、そういったところでは、これに準拠する形で規定を定めなくてはいけないものですから、それを今それぞれの任命権者のところで作業を進めております。それらのものの準備が整い次第、できるだけ早い時期にこの規定を施行してまいりたい、そういうふうに考えております。

○大畠委員

この際に1つだけお願いしたいんですけれども、これらのものを職員1人1人に徹底させるような日頃の継承といたしますか、啓発といたしますか、そういうことをぜひ進めていただきたい。要望いたします。ご答弁は要りません。

○大畠委員

祝津地域の観光振興について

続きまして、一般質問で何点か質問しておりますけれども、ごみのことは省きます。特に、祝津地域の観光振興の立場からということで質問し、ご答弁を得たいと思います。

先日の新聞で、水族館社長に山田勝麿市長がということで記事が載っておりました。

前任者は平野さんでございます。平野前助役も任期中に1年間水族館経営に携わり、そして退職して正式にこの水族館の社長さんになったわけでございますけれども、今度は平野前助役は商工会議所の専務理事と同じ記事の中にございました。

観光課にお尋ねいたしますが、水族館のここ10年の入り込み、売り上げ、この2点についてどのような状況にあったのか、お聞かせください。

○観光課長

ただ今ご質問のありました過去10年間の水族館公社の入り込みでございますが、10年前に当たります平成2年度におきましては52万3,211人ございまして、それからしばらく50万人台を推移・維持しておりましたが、平成7年から50万人を切りまして40万人台を維持をしておりまして、昨年の平成11年度につきましては34万8,238名の有料入館者数を数えております。

また、売上につきましては入館者数の増減に対応しまして、平成2年度につきましては7億3,158万6,000円ほどの計上でございましたが、昨年の11年度につきましては4億9,631万6,000円の売上高となっております、この10年ほどは漸減という傾向で推移をしているところでございます。

○大畠委員

一般質問でも申しましたけれども、今の位置に移ってから26年経ちます。平成2年度には今答弁にもございましたように50万人台をずっと推移してきていたと思います。当時の利益を見ましても、決算報告書を6月に出されるのを見ましても1億円を超えていた時期があった。小樽市も発行株の数ですと47万発行しているうち、51%の24万

も購入している。配当金を見ましても、例えば平成2年度から始まりましたが、平成2年度1株500円に対して配当利益が142円、小樽市には約3,425万円の配当がございました。利益もこの10年間のピークの平成3年度には4,070万円の配当金が入った。この10年間で返して見ますと小樽市の51%、24万株に対する配当金が約2億1,000万円入っているんです。そのように第3セクターの中では断トツの利益を上げている公社でございました。

しかし、平成11年度の配当は3円86銭なんです、1株に対して。3円86銭。一番ピークのときには169円63銭の1株に対しての配当があったんです。いかに激減しているか。これは地先で営業している、そしてまた祝津観光組合という組合がございます。前任者の社長に対しては大変期待をしていたところでございますが、残念ながら早々に退職をされております。

市長にお伺いしますが、このような現状なんです。市長の社長就任、これはいつの日かわかりませんが、市長にお尋ねしたいのは、これらについて観光振興の立場からどのようなお考えで社長に就任されるのか、そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○観光課長

今委員からご指摘のございました配当の件でございますが、1株当たりの配当というご指摘でございましたが、この配当につきましては11年度につきましては無配ということになっておりますが、それ以前10年度から以前の10年間といいますと平成2年からということになりますが、この9年間でにつきましては常に5%の配当をしております。また平成4年と7年につきましては、配当が8%、7%ということで配当になっておりますので、恐らく1株当たりの当期利益等の換算で言われたのではないかと思います、その点、配当の件につきましては以上のとおりでございます。

○大畠委員

私の間違いでございました。

○市長

水族館関係でございますけれども、前平野社長が請われまして年度途中でやむなく退職をするということになって、急遽まだ任期途中ということでございますので、私がバトン継いだわけでございまして、そんな経過がありましたので経過だけお知らせしますが、水族館の関係でいきますと全国の傾向を見まして何館かは入館者がふえているところがありますけれども大半が落ちているという状況です。いわゆるこれは国民の皆さんのレジャー志向といえますが、こういうものの変化があるんだろうと、こういうふうに思います。

うちの水族館の場合も、何とか漸減傾向を上向きに変えようと、そんなようなことで営業時間の延長だとか、いろいろな各種催し物、こういったものを工夫を凝らしながらやってきまして、その成果が若干出てきたのか、今年度は前年を少し上回る状況で推移をしております。

ただ、いずれにしても今までのそういった実績というこのひとつ踏まえまして、これから館の経営に当たっていききたいと思いますけれども、やはり入館者をいかにふやしていくか、これが大事だと思いますし、それから、すばらしい動物なり魚がたくさんいるわけですから、そういった魅力を十分入館者の方に見せていく一方で、やはり対応する職員の問題もあると思いますので、そういった面のおもてなしの心といえますが、そんなことも大事にした館の運営に努めていきたいと、こういうふうに思っております。

それと祝津地区の観光ということでございますけれども、非常に小樽の観光スポットの一つであるということでございますから、さらに国定公園という位置づけもありますので、ぜひ水族館だけでなく鯉御殿、旧青山別邸とか、いろいろ施設もありますので、何とかここに集客ができるような対応策といえますが、こんなものを祝津の観光組合の皆さん、地元の皆さんと協議しながら進めていきたいと思っております。

○大畠委員

市長の決意わかりました。全国的な動物園、水族館については減少傾向がある。これも承知をしております。

しかし、あそこの環境、海岸、私がいつも申しますように、あそこの景観、あれだけすばらしいところがある。しかも理事者の皆さんはただ回遊性が必要なんだ、お客さんの回遊性が必要なんだと、それもいろいろな場所で行われております。それなら回遊性をとってみまして、いつも申しますようにあそこは閉ざされているんですよ。水族館に入ったお客さんが下のトドのダイビングなどを見る。そしてすぐ上を見れば、顔を上げれば鯨御殿があり、灯台がある。行きたくても、道路があっても、それが金網で閉ざされている。このことも今まで何回も何回も提案をしてまいりました。入り口というふうになれば、入場料の問題だとかいろいろな経費の問題がかかってくる。しかし、無人の出入り口、出口であれば、それは可能でないのか。それはいろいろな地先の中で営業されている方々の利害関係があると思います。しかし、あそこを開けることによって、例えば水族館の駐車場に車をとめて入館をする。そうすると、そこがもし出られるとすれば、灯台も見られる、鯨御殿も見られる、そして地先のあのすばらしい景観も見られる、そしてぐるっと一回りできるんですよ。それこそ回遊性だと思うんです。それが水族館が向こうに行ってから閉ざされっぱなしなんです。このこともぜひ新社長にもう一度現場を見て、お客さんのためにも、地域の観光振興のためにもご検討していただきたい。皆さん願っているんです。

そうすると、一般質問でも申しましたが、地先の方が長年やっていたお店、お客さんが回ることによって成り立つんです。俺のところだけいいばいんだというふうな考えが、今までは水族館にあったような気がするんです。平野前社長も前の社長さん何人もいましたから、水族館に。一番景気がいい、お客さんが入っているころ。これだってOBの内部の規定があったんでしょう。10年を超えているのではないですか。そしてまた、今その後に就任した社長さんが早々にして退任された。これは地域の方々にとってみても、大変期待をしていただけに裏切られた思いがあります。

観光船の乗り場にしても、現職で助役をやった人が社長になっていたとき、漁港ではなくて前浜に遊覧船が着くような方法はないだろうかと提案したのは助役なんですよ、当時の。今の状況を見ますとそれはわかるんですよ。お客さんがいかに不便を感じているか。漁港も漁師さんの作業によって、今日はここだ、明日は向こうだということで、不定期なんです。

ちょうどまた時期的にホタテの作業が入って、そんなときにはもうずっと岸壁の端っこなんですよ。歩くお客さんにしてみても大変なんです。そのようなことから、しゅんせつ、毎年波で流入する副港、通称マリーナの防波堤を改修して、それに合わせて何とか遊覧船も発着できるような水面確保できないだろうか。それを願っているんです。そうすると、落ち込んでいる水族館の入館者もあるいはまた地先で営業されている方々もそれなりに潤いがあると思うんです。改めてまた市長に要望いたします。そんな点も十分見ていただいて、これから水族館に足を運ぶ機会もあると思いますので、心にとめてその辺を見ていただくよう要望して、質問終わります。

[illegible]

○成田委員

高齢者の生きがいづくりとグリーンツーリズムについて

少子高齢化の中で高齢者の就業機会や余暇を楽しみながら活動と生きがいづくりが大切と考えますが、高齢者の方が働く意欲と能力を生かし、働き続けることが重要と思います。新しい事業を起こし、通年で働ける環境をつくるなど生きがいづくりに支援する考えがあるかどうか伺います。

最初に、高齢者の中に余暇の過ごし方で調査をした団体があります。財団法人余暇開発センターの調査ですが、余暇活動の中で一番多いのは国内観光旅行、2番目に多いのは園芸、庭いじりとなっております。高齢者に対して、この余暇活動を利用した農村、漁村の自然、文化、人々の交流を図る滞在型の余暇活動の中にグリーンツーリズムというのがありますが、その推進を図るという意味でどのような考えがあるか伺います。

○經濟部副參事

小樽の場合比較的高齢者も多いわけですが、私ども豊政といたしましては、体験農園、もぎ取り、それか

ら保育木事業などを通じまして、これらの利用を拡大させることが、いわゆる寝たきり予防また生きがいがづくりにつながっていくのではないのかな、これからもその方向に向けまして進めてまいりたいなと思っております。

○成田委員

これは拡大解釈して、場を広げているということ、高齢者に対してのグリーンツーリズムを通して拡大していくということの考えですね。わかりました。

では、次に、高齢者の余暇を楽しみながら農業活動ができるようなシステムづくりなど、支援する活動をしてはどうかということで、高齢社会対策では。

○(高齢社会対策室)管理課長

高齢者の生きがいがづくりについてでありますけれども、本市では高齢者の健康づくりとともにスポーツやレクリエーション、また生涯学習などを通じまして、さまざまな分野におきまして生きがいがづくりのための事業を行っております。中でも草花などに親しむ事業といたしましては、老壮大学の園芸科や盆栽科での学習、また市内の老人クラブや町内会のお年寄りに花の種や苗、また肥料などを配布いたしまして、公共の場に花壇づくりを促進する高齢者園芸促進事業を実施しております。高齢者の方の社会参加を高めて、生きがいのある健康な生活を送るよう支援することは、今後でもできるだけ介護を必要としないためにも重要な取り組みと考えておりまして、今後も継続して推進してまいりたいというふうに考えております。

○成田委員

今のお話の中で、花壇づくりなど、これを理解して大きく解釈すると、農業活動、花づくり、そういう活動に入っていくということで考えてもよろしいですね。

○(高齢社会対策室)管理課長

一つには社会参加ということで社会貢献につながるものというふうにも解釈できるのではないかとこのように思っております。

○成田委員

そこで、また農政の方へお伺いしますけれども、農業協同組合の中に健康な高齢者に対する生きがいがづくりというJA高齢者自立支援活動という事業があります。この事業についてお伺いします。

○経済部副参事

この活動は最近では平成9年のJAの全国大会におきまして、地域に開かれた高齢者福祉活動の推進ということを決議し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、高齢組合員が健康管理や生きがい、余暇活動に取り組む農協の支援活動と承知しております。

○成田委員

僕のわかっているところでは、組合員でなくても、また農業を初めてやる高齢者の方にも指導できるということと理解しているんですけれども、それで間違いないですか。

○経済部副参事

これは例えば地域の老人クラブに入っている高齢な農協の組合員が、その経験、技術等々を生かしながら自分の畑を管理すると、そこに利用する高齢者が種からといいますか、植えつけから収穫まで経験する、このような感じが今の委員の言われていることではなからうかなと思っています。

○成田委員

農業を営む農業者でなくても、初心者であっても農業をやりたいという人を指導しながら農業の生産活動、それからこういう働く場所、生きがいということで余暇活動の中でそういう活動をしてもらうというシステムだと僕は理解しているんですけれども、どうでしょうか。

○経済部副参事

それも含むかと思っております。

○成田委員

そこでお伺いしますが、今現在、農地として利用されていない遊休地が塩谷、桃内、忍路、蘭島地域のいわゆる西部地区にあるかどうか。

○経済部副参事

小樽市の市街化調整区域の中、いわゆる西部地区なんですけれども、農業振興地域というのは約3,000ヘクタールございます。その中で、今委員ご指摘の遊休地、未耕作地も含めたものなんですけれども、地区別には目立っておりません。

○成田委員

この遊休地を利用したグリーンツーリズムを計画することは可能でしょうか。

○経済部副参事

市長も代表質問でご答弁を申し上げますけれども、いわゆる基盤的といいますか、初歩的な農業体験や直売所というような活動がグリーンツーリズムの基本的なものでなかろうかなと思っております。これを通じまして、農業と市民との交流を私どもも考えております。

しかし、小樽の農業の実態を見た場合、非常にこの点厳しい点もあるかと思います。これからも関係者の意見を聞きながら、推進に向けて研究してまいりたいと考えております。

○成田委員

私のグリーンツーリズムの推進についての質問の中で、都市計画法が課題になるんだと、それをクリアしないとなかなか難しいよということの答弁があったわけなんですけれども、その農地を利用する場合に、この都市計画法はどの部分で関係するのか。

○都市環境デザイン課長

現在の都市計画法の中で、市街化調整区域に建物を建てる場合いろいろ規制がございます。今のグリーンツーリズムの中でどのような施設をお考えになるのか、そういうものによって建てられるもの、建てられないもの、いろいろケースによって出てきようかなと考えております。通常、1ヘクタール以上のいろいろな施設、レジャー施設でございますけれども、そういうものに対するいろいろな許認可関係もございますので、その内容によって判断していかなければならないなと考えます。

○成田委員

1万平方メートルですか。それ以上であれば、開発はできるわけですね。

○都市環境デザイン課長

1ヘクタール以上の第2種特定工作物につきましては開発許可が必要になってきます。

それ未満でございますと、開発許可は必要ではございませんが、建物を建てるという意味では個別にそれが建てられるかどうかの検討しなければならないということになってまいります。

○成田委員

農地を利用するわけなんですけれども、農家の方が農業をやるときに、トイレだとか水飲み場だとか、そういう施設というのはここに入るわけですか。

○経済部副参事

基本的には農業者本人が例えば農家用の住宅なり、これだったら農家用の倉庫、それからいろいろかわるものありますけれども、その辺は法律の範囲内の施設というふうに理解しています。

○成田委員

農業者であれば、建てられるわけですね。理解しました。

小樽の場合新規就農というのは農業者の場合は、いわゆる経験が必要であるということですね。それと、最小限の面積が小樽の場合は今要綱内で30アールということに決まっています。ですからその方が農業を今後やっていけるための計画といいですか、この辺も見極めた中で新規就農の分については農業委員会の判断をいただいております。

○前田委員

30アールというと、昔流で言うと3反。約1,000坪。この面積30アールを20アールにするとか10アールにするとかということによって、新規就農というものが容易になるというふうにも考えられるんですけども、この辺はどのような考えというか、何か法的に拘束を含めて、ちょっとわかれば。

○経済部副参事

今新規就農者の面積なんですけれども、30アールというのは国の法律である面積でございます。

○前田委員

政令って何か法律ですか。市の条例ですか。何か農地法の関係の、農業委員会の方で。

○経済部副参事

農地法の関係になります。

○前田委員

それを市の農業委員会で30アールを20アールにするということは、要するに数字を減らすということは可能なんでしょうか。

○経済部副参事

基本的には難しい。

○前田委員

難しいけれども、そういうことができることも、条件が整えば可能なんでしょう。

○経済部副参事

法律で限定して決められておりますので、30を10だとか20にすることはできません。

○前田委員

そこまでで、今日、その関係やめておきます。

○前田委員

国旗・国歌について

それで、1定でよく議論されることなんですけれども、国旗・国歌ですね、ちょっと時期外れというか、季節外れなんですけれども、今折しもシドニーオリンピックということで、テレビのスイッチを入れますと、日の丸、国旗、国歌、小旗等とか振られて、大アップで出てくるわけですね。そういったことで、この国旗・国歌について質問をさせていただきます。

まず、小樽市における国旗・国歌の実施状況、3月の1定では卒業式までは大体聞いていたかなという気はしますが、4月の入学式のこともありますし、そういったことを含めて、最近の傾向を含めて状況を説明してください。

○指導室主幹

お尋ねの小樽市におけます国旗・国歌の実施状況であります。卒業式と入学式に分けて、小学校、中学校それぞれについてご報告申し上げます。

まず、卒業式であります。小学校での国旗の掲揚は、平成9年度は28校中12校行われておりまして、率に直しますと42.9%でございました。平成10年度は9校、32.1%、平成11年度は11校、39.3%でございました。国歌の斉唱につきましては、実施した学校はございませんでした。

続きまして、中学校での国旗の掲揚であります。卒業式につきまして平成9年度は17校中6校行われておりまして、率に直しまして35.3%となっております。平成10年度は5校29.4%、平成11年度は同じく5校、29.4%でございました。国歌の斉唱につきましては、小学校同様実施した学校はございませんでした。

続きまして、入学式についてご報告申し上げます。

入学式の小学校での国旗の掲揚は、平成10年度9校、32.1%、平成11年度9校、同じく32.1%、今年度、平成12年度は10校、35.7%となっております。国歌の斉唱につきましては、実施した学校はございませんでした。

続きまして、中学校の入学式の様子であります。国旗の掲揚につきまして、平成10年度4校、23.5%、平成11年度は5校、29.4%、今年度平成12年度は同じく5校、29.4%となっております。国歌の斉唱につきましては、同様に実施した学校はございませんでした。

○前田委員

この数字、ゼロというのは、国旗の掲揚率、全国平均に照らし合わせて、どういう状況になっているのですか。

○指導室主幹

過去何年間統計が出ておりますが、卒業式につきまして、平成11年度の数字を上げさせていただきます。卒業式、小学校の国旗の掲揚、平成11年度全国は99.7%となっております。小樽市では39.3%、となっております。国歌の斉唱につきまして、同じく平成11年度は小学校におきまして全国は95.4%となっております。小樽市はゼロであります。

続きまして、中学校卒業式であります。平成11年度、国旗の掲揚、全国につきましては99.3%、小樽市は29.4%となっております。国歌の斉唱は全国93.6%、小樽市はゼロであります。

続きまして、入学式であります。今年度平成12年度、小学校の国旗の掲揚であります。全国は99.6%、小樽市は35.7%となっております。国歌の斉唱は全国は94.7%、小樽市はゼロであります。

中学校であります。入学式国旗の掲揚であります。全国99.4%、小樽市は29.4%であります。国歌の斉唱は全国が94.0%、小樽市はゼロであります。

○前田委員

小樽市と全国平均を照らし合わせて見ますと大きな開きが出ているというのが、その原因はどこにあるのですか。

○指導室長

小樽市の入学式、卒業式の国旗・国歌の実施率が低いことについてですけれども、これにつきましては、教職員に日章旗や君が代を過去の歴史的な経過から、国旗・国歌として掲揚することや、斉唱することをよしとしないという思いが強いことに原因していると押さえております。

○前田委員

それは個人的な考え方なんですよね。それは学校の考え方ではないですね。個人の考え方が学校の教育現場に生かされているというか、立ち入られているということで解釈していいですか。

○指導室長

学校の教育活動におきましては、教育課程を編成いたしまして、それに基づいて実施されております。その中で、卒業式、入学式につきましては、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するものということで位置づけられており、これにかかわりましては各学校の校長がその趣旨に従って指導するよう、粘り強く指導しているところでありますけれども、それぞれ先ほど申しました教員らの思い等がありまして、十分でない実態がございます。

○前田委員

それで、国歌もゼロ%というのは、全国平均から見ても大差というか、説明もつかないような状態の数字の開きがあるんですけれども、学習指導要領の中には、国歌とありますが、法制化されたので君が代と言ってもいいんだらうと思いますけれども、この関係の取り扱いというか、どうなっているのですか。

○指導室長

国歌の取り扱いについてですが、学習指導要領によりましては現在の学習指導要領、これは平成13年度まで使用されますが、これにつきましては国歌、君が代は、各学年を通じ、児童・生徒の発達段階に即して指導することと、なっております。平成14年度からは新しい学習指導要領によって指導されることとなりますが、この中では、国歌、君が代は、いずれの学年においても指導することとするというふうに定められております。

○前田委員

児童の発達段階、1年生は無理にしても、6年生は当然発達段階の最高のところですから、6年生に教えているのですか、教えていないのですか。教えたことがあるのか、教えたことがないのか、どうなっているか。

○指導室長

先ほど申しましたように、各学校の指導内容につきましては、教育課程を学校で編成いたしまして指導することになっております。小樽市におきましては、小学校28校ございますが、それぞれの学校には3月を中心にして、国歌について指導するという編成になっております。ただ、実態につきましては、私の聞いたところでは、指導につきましては非常に難しいものがあるというふうに伺っております。

○前田委員

教えたこともないんですね。それでいいですか。教えたことの、小樽市の小中学校では国歌は教えたことがあるのか、ないのか。

○指導室長

国歌についてですが、この指導につきましては、音楽のほかに社会科におきましても指導することとなっております、社会科の中では国旗及び国歌の意義等について指導することとなっておりますので、社会科等の中ではそういう意義について指導はなされていると思いますが、音楽科の中の指導の実態についてはなかなか厳しいものがあると聞いております。

○前田委員

平成14年からもう新しい学習指導要領に沿って教育が行われるわけでございますけれども、この学習指導要領と先生の関係、生徒と先生の関係はこれはわかると思いますけれども、学習指導要領と先生の関係、この3者の関係、これはどういう関係とか意味合いを持つんですか。

○指導室長

学習指導要領と教員、特に指導内容との関係についてでありますけれども、学習指導要領によりまして、各小学校、中学校の指導内容については法令として定められております。

それに基づきまして、各学校の校長が中心になりまして教育課程を定め、その教育課程に従って指導することとなっておりますので、各学校が定めた各学校の教育過程が学習指導要領に基づいて実施される形になっております。

○前田委員

先生と学習指導要領の説明を今されたかと思いますが、そういう指導要領に沿って先生は指導しなければならない。ということは、言いかえると、指導要領に沿った教え方を生徒は受けなければならないという関係になると思いますが、それでよろしいですか。

○指導室長

基本的には委員ご指摘のとおりであります。

○前田委員

それで、先日も報道されておりましたけれども、札幌市の教育長が、この卒業式や入学式での国旗の掲揚または国歌の斉唱ですね、完全実施を求める職務命令といいますか、こういったものを出したと報道されておりましたが、

小樽市の教育長命令、同じようなこういう職務命令というものは出せるんですか。

○教育長

この春にもご質問がございまして、教育課程に位置づけながら、国歌の指導が行われていないのではないかと、そのことについてきちんと点検して指導すべきあるというご指摘がございました。そのことによりまして、4月からの校長会議で、毎月、教育課程に位置づけられているので、音楽科でどのような指導が行われているのか、そのことは校長が責任を持って指導する義務があるということをお話をしております。

ただ、今室長からお答えしましたように、教育課程の規定では、3月の儀式を前に国歌について適切な時間をとって指導するということになっておりますので、校長は常々音楽科の教師に話をしておりますが、まだその実効性を見ることができません。その間、今回の入学式をめぐりまして十勝管内、空知管内で、国歌斉唱のときに式場から退席あるいは座席に座ったままということで、処分がございました。これは道教委が職務命令を出しまして、そして服務監督権限者である教育委員会に処分をするようにということでございました。市町村の教育委員会は、服務監督権限で処分をするときには訓告どまりでございますので、そのような処分が実施されたところでございます。

札幌市の場合は、任命権者であり、そして服務監督権限者であるということで、政令都市ということでそういう位置づけがなされております。

小樽市教育委員会には任命権はございませんで、十勝あるいは空知管内のその該当の市町村と同じように服務監督権限でございまして、服務が逸脱したときに道教委に内申をして処分をするという形になります。職務命令につきましても任命権者が職務命令を発するということになりますので、今回の札幌市のことは大変勇断を持たれて国旗・国歌の問題について取り組まれるというその気持ちを本当に強く感じております。今後、札幌市のそういう経過についてもお聞きをし、そして道教委、任命権者であります道教委がどのような対応を示すか、そのことについて伺ってまいりたいと考えております。

私としましても、小樽市の国歌斉唱ゼロというのは異常な事態と考えておりますので、常々やっております教育課程の位置づけにおける実施についての校長の指導とともに、新しい国旗・国歌法の成立というようなことも根底に受けながら、指導について進めてまいりたいと考えております。

(「強制はしないということで決まったじゃないですか」と呼ぶ者あり。)

○前田委員

ということは、政令都市と小樽市はちょっと違うというような言い方をされておりましたけれども、教育長が道へ内申をしてということは相談してというか、伺いをたててならばできるというふうに解釈していいですか。

○教育長

私どもが道教委に内申をするということは、服務監督権限者としての市町村教委が、教職員の服務あるいは校長の服務について疑義を生じた場合に、その処分について内申をするということでございまして、服務を逸脱したときに、服務監督権限者の権限が発揮される。札幌市の場合は両方持っているので、職務命令を発したと、そういうことでございます。

○前田委員

疑義の生じた場合、服務違反があった場合ということですが、今言っている国旗・国歌について実施するように校長を指導するということではあるんですね。

○教育長

教育課程に位置づけておりますが、教育課程は学校が編成し、学校が実施をするということで、そのことについての監督権限は校長にございます。校長がそういうことを教職員に指導しないで放置をしていると、校長にいわゆる責任を生じまして、校長を処分せざるを得ないことになります。校長が指導して教職員がその指導に従わないときには、この逸脱といったようなことが考えられます。

○委員長

会議を再開し、休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

○中島委員

議案第5号について

議案第5号は、10月からの介護保険料の徴収に当たり、これに関する特別会計補正予算の内容ですが、この点について少しお伺いしておきたいと思います。

今、介護保険は市民の間の大変な関心事であります。保険料の通知がされて以来、「収入がなくても払うのか」「介護は受けないから払いたくない」「人の年金から勝手に天引きできるのか」と怒りの声が上がっています。私の街頭演説でも介護保険に触れると、1人、2人とお年寄りがじっと聞いています。現在の問題点について新聞報道から幾つか報告させていただきます。

- 1 厚生省は全国老人クラブ連合会の協力で実施した調査結果で、介護保険が始まる前よりもサービス量が減った、こう答えた人が12.6%になることを報告しています。
- 2 北海道難病連では、従来、福祉用具の購入費は全額公費からの給付でしたが、介護保険の導入で利用者が費用の1割を負担することになり、その結果、利用が大幅に減り、難病連の収入も大きく落ち込みました。
- 3 これは投書欄に載っていたケースであります。93歳の母親、要介護3、痴呆あり、この方を70歳と65歳の夫婦で介護しています。ヘルパーさんが週3回来て、お風呂に入れてくれ、週2回デイ・ケアに行くととても喜ぶ。家では足腰が弱く座ったままです。私たちも腰が痛くて動かさません。母が喜ぶので、もう1日デイ・ケアをふやしたいのに、満員で断られました。ショート・ステイもなかなかこちらの希望するときに利用できません。だから、介護保険の利用率は3割ぐらいしか使っていません。
- 4 76歳の女性のひとり暮らし、年金は1カ月2万2,000円、71歳まで家政婦をして働き、今は貯金を取り崩して生活しています。国保料と医療費で月5,000円、その上10月からこのわずか2万2,000円の年金から介護保険料の天引きとは泥棒と同じでないか。要介護認定では自立でした。たとえば体は弱っても利用料はとて払えそうもないから、介護保険は掛け捨てになると思います。それでも払わなければならないのでしょうか。

次の話は市内のヘルパー派遣事業者からの報告です。

86歳の男性、要介護5、現在ホームヘルプサービスを週2回、1週間に1回入浴介助、週に1回に家事援助を受けていますが、9月の利用料金が5,805円。事業者の方の問題意識は、要介護5でありながらサービスを十分を受けていない。その理由は奥さんがご主人の介護は自分でしたい、他人を入れたくないという意見がある。2つ目には、年金暮らしのためにお金の心配がある、こういう内容です。この事業者の方は、職場で働くヘルパーは余りにも利用者が介護保険について無知であり過ぎる。まだまだ十分わかっていない。このことを徹底してほしい。さらに、市民にかかる負担については何らかの措置を図っていただきたい。こういうご意見が寄せられています。

これらの意見に見られるような介護保険の問題を解決せずに、10月から保険料徴収は妥当と考えているのでしょうか。お答えください。

○福祉部長

いろいろ事情のご説明ございましたけれども、10月からの保険料徴収は妥当かというご質問でございます。

市長から本会議でご答弁申し上げておりますように、65歳以上の第1号被保険者につきましては、保険料は3年間徴収せず、その後1年間は半額ということになっております。

また、40歳から64歳までの第2号の被保険者につきましては、既に4月から介護保険料相当分を負担してきておりまして、例えば延期をするなどというようなことにつきましては、負担の公平性を欠くことから考えていないところでございます。

○中島委員

そうはおっしゃっても決められたその料金が負担だというお話を今したわけです。政府の対策が具体的にされない中で、今自治体みずからが低所得者対策をせざるを得ない、こういう事態になっています。65歳以上の低所得者の方への保険料の減額、免除、最近の新聞では次々に報告されています。愛知県の碧南市、今日の新聞では大阪市、道内では北空知の広域連合、稚内や留萌市も低所得者に対する保険料の減額免除制度を実施すると表明しております。利用料金の軽減についても、美唄では低所得者に対してヘルパーなどのサービス利用料の3%にするということを実施します。また栗山町では、介護度3以上の在宅サービスの方に月5,000円の奨励手当金を渡す、こういうことを言っているわけです。

国が手立てを立てるまでの間、せめて本市としても独自に対策を立てるべきだと思います。

今回、我が党は「小樽市在宅サービス事業奨励手当支給条例案」を提案しています。この内容を実施して介護保険の充実を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

○福祉部長

ただいまの件につきましても、市長が本会議でも答弁申し上げておりますように、本市の財政状況あるいはほかの施策との関係もございまして、手当の支給というものは難しいものというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○中島委員

その答弁は再三聞いておりますが、私が今報告したような現場の声に対して、これでいいとお考えなのかどうか、そこをお答えください。

○福祉部長

本市としてこれからどうしていくかということにつきましては、小樽ばかりの問題でございせんし、今後利用状況も十分把握しなければならないというようなこともございます。その上で今後いろいろな状況調査等を含め、判断してまいりたいということでお答え申し上げますとおりでございます。

○中島委員

私の質問には答えていません。今ご説明したような現場の方々の困っている事態に対して、このままでいいとお考えなのかどうかということを聞いているんです。

○福祉部長

制度施行後、半年ぐらいたっております。業者もいろいろ落ちついてきたところもございまして、関係の方々から何らかの形で課題というものを把握したいというふうに考えております。

○中島委員

市長の答弁の中にも、介護保険の問題点として低所得者対策、制度の周知、そして介護認定の問題ということはおっしゃってましたので、その具体化についてぜひ進めていただきたいと思っています。

○中島委員

議案第31号について

議案第31号は、小樽ドリームビーチの海水浴場の問題に関する海水浴場組合のお金の問題で訴訟が起きた内容についての弁護士費用ですけれども、この事件の内容について、まず簡単に教えてください。

○観光課長

ただいまのご質問でございますが、事件の概要につきましては、簡単に申し上げますが、平成6年の2月下旬になりますが、その当時の勢いの強い低気圧の影響によりまして、今現在ドリームビーチと言われている、その当時大浜の海水浴場の砂が洗われたと同時に、44件ございました浜茶屋のうちの29件が全壊、半壊の被害を受けたというところから始まりますが、翌3月の末には、この海水浴場を管理しておりました大浜海浜事業協同組合がセイロ設置工事、浜茶屋の解体工事、これを業者にそれぞれ発注をいたしまして、なおかつ5月には小樽市海水浴場対策

委員会が砂入れ工事を業者に発注するということがございました。この費用をめぐって小樽市海水浴場対策委員会は、ただいま申し上げた3つの工事の工事費全額を小樽商工信組から借入れをいたしましたが、この借入れの返済資金の手当をする目的から、7年7月に小樽市は第2回の定例会において1億4,600万円の融資を内容とする補正予算の可決を受けまして、それに基づきまして7月末に1億4,000万円を小樽市海水浴場対策委員会に貸し付けたわけでございます。

これに対する疑義がございまして、監査請求が8年2月19日にございまして、4月3日に棄却され、続けて裁判として第1審が平成8年5月1日に提訴を受けまして、平成11年10月25日に判決。これは被告は前小樽市長の新谷氏でございます。同じく第2審ということで、札幌高裁に平成11年11月8日、控訴をされまして、先日平成12年7月7日に判決がおりたところでございます。

○中島委員

概要はそういう中身ですが、当時暴力団の恐喝事件として、また小樽市幹部の保証人なしの現金手渡しという異例の貸し付け方など大変大きな問題になりました。当時、一番大きな課題であった貸付金の償還問題、この計画とその後の進行状況をお知らせください。

○観光課長

先ほど申し上げました平成7年度の小樽市海水浴場対策委員会が小樽市から借入れた金額は1億4,600万円ございまして、7年度決算におきましては800万円の元金償還額がございまして、以後8年には570万円余、9年度、10年度、11年度とそれぞれ償還がございまして、現在の借入金の残高は9,338万3,957円となっております。これは平成19年までの返済計画が立ってございまして、今後引き続き返済は完済されるまで続けられるということになっております。

○中島委員

19年までという、あと7年間の計画予定になっていますが、可能なんでしょうか。

○観光課長

これまでの返済の状況を見ますと、駐車場の使用料収入によりまして、当然元金の償還額が変動してございます。したがって駐車場収入の増減によって変わるわけでございますが、これまでのこの5年ほどの推移を見ますと、予算に対応して収入が落ちている場合と上がっている場合がございます。11年度の決算におきましては、予算上は3,300万円を計上してございますが、駐車場収入が11年度におきましては3,714万1,200円と予算を上回る場合もございまして、まだしばらく推移を見なければ、この計画どおりに進むかどうかは申し上げられないというところでございます。

○中島委員

何年かかってもいいという計画なんですか。19年までに完済するという当初の計画のもとに決められた中身は、駐車場収入によって変わりますから、あと何年かかるかわかりませんというお答えですか。そういうふうを受けとめられますけれども。

○観光課長

これはこの後3,300万円の収入を見込んで、平成19年度までの返済と、元金償還ということで考えてございますが、収入増と加えて経費の減を努力いたしまして、その中で償還額をふやしていきたいと。

また、なおかつ平成19年度までの元金償還を計画どおり進めていきたいと考えております。

○中島委員

それではドリームビーチの海水浴場の駐車場料金にかかわる職員の公金不正の事件がありますね。この事件によって幾らの被害があったのか。原因はどういうふうに判断されているのか、お答えください。

○観光課長

元観光課職員の着服によりまして被害を受けた額は1,558万2,800円でございます。

なお、この原因でございますが、総じまして管理体制のチェックの甘さというふうに考えてございます。

○中島委員

お金を返さなければならない計画があるにもかかわらず、1,500万円にもわたるお金が公金不正として利用されていた。こういうことも管理できなかったという実態ですね。この事件についてはどういう決着になっているのでしょうか。このお金の返済計画はどうなるのでしょうか。

○観光課長

現在、着服をした元職員につきましては、札幌高裁において係争中でございます。審理がこれから進められるという状態でございます。本人とも面談をしてございますが、返済計画につきましては、現在は係争中ということもございますので、裁判の結果を見てなおかつ社会復帰のめどが立つという段階において、本人と面会をした上で返済計画を協議していきたいと考えております。

○中島委員

私は観光課の責任は大きいと思います。どちらも、平成6年の事件の問題も、今回の問題も観光課の金銭出入りの問題です。市民の税金の使い道ですから、再び市財政の不正運用などあってはならないということを起こしているわけですね。私たち日本共産党はこの問題が起きたときから、この1億4,600万円というお金は市が負担する中身ではないということを主張してきました。本年7月7日に判決言い渡しになっていますが、この判決文の中でも控訴を棄却するとしながらこういうふうに言っています。「この融資は一面において、北田理事長の強引な要求に対する対策委員会の対応のまずさから生じた困難未解決を図るものであったとの考課が可能である」こういう指摘です。

裁判の結果においても、こういう可能性は指摘されているわけですから、市の対応のまずさによって生じた1億4,600万円、これについておよそ公益性があるとは言えないと私たちは判断します。

したがって、このとき毅然とした態度を市がとっていれば、こんなお金を融資することもなかった。裁判も必要なかった。よって今回の弁護士費用の計上については反対いたします。

○中島委員

平和の問題について

小樽市が核兵器廃絶平和都市宣言をしてから18年がたっています。この内容を読みますと、現在でもこのまま通称するだけでなく、一層その真価が発揮される大変素晴らしい内容ではないかと私は思います。平和への取り組みとして市の今後の計画、これまでの経過あると思いますけれども、今後の計画何か考えているのでしょうか。

○(総)総務課長

今後の計画でございますけれども、平和都市宣言は57年に議会においていただいてから、昭和61年から平和事業というものを続けてございます。年度によって内容はそれぞれ異なりますし、また事業予算等についても相違はございますけれども、今後とも引き続き小樽市の平和の事業という中で、内容等を工夫しながら続けてまいりたいというふうに考えてございます。

○中島委員

私、平和事業について小樽市の経過を少し調べてみましたけれども、終戦50年の小樽市平和事業として大変大規模に取り組んだと。2年間続けた原爆ポスター展には3,000人、5,000人の参加があったと記載されています。その後は、映画上映のみで参加者が130人から150人と大変縮小しているように見受けられますが、これについてはどのような取り組みでこういう結果になったのでしょうか。

○(総)総務課長

委員お話のように、終戦50年ということで大きな節目という意識の中で、事業費も相当見て事業を実施いたしました。平和を願う気持ちというのは変わらないわけでございますけれども、その時々によってやはり節目によって

事業規模を大きくするだとか、やはり何か目玉になるようなものを考えているということでございます。

最近映画だとかを中心にして市民センターを利用してやっておりますけれども、ご指摘のとおり、運河プラザだとか、そういう小樽市民だけではなくて一般の観光客がお入りになるような施設のときには、たしかに数1,000人単位ということになってございますけれども、そういった意味では映画をやるということではもちろんあの場所ではちょっといかがかということございましたので、市民センターに場所を移したという関係上で、入場者の数も相当数落ちたということは事実でございます。その点はいろいろ我々としても検討しなければならない課題が残っているというふうに認識しております。

○中島委員

新聞報道では、例えばウィーンで約4,000人が働く国連センターのほぼ中央に広島、長崎の原爆を受けた悲惨な写真展を実施して、それも7月の上旬から10月半ばまでと大変長い期間ですね。展示会をして核兵器のない平和な世界をとという取り組みをしている、こういう報道もあるわけです。そういう点で、小樽市は同じようにやれとは言いませんが、私は8月の終戦記念日に広島、長崎アピールの署名を取り組みました。運河では大変観光客も多くて、多くの方が署名をしてくれましたし、まさに国際署名であります。その他に、数点展示していた写真展もよく見ていく方がいました。そういう点では、まだまだ工夫をして、原爆写真展を多くの方が見られるように、あるいは平和につながるような運動として工夫をしていくべきだと思います。

さらに、写真展や映画会にとどまらず、北海道新聞でも終戦記念の企画として、戦争体験を語り継ぐという特集をしていました。我が党の元議員団長でありました大原登志男さんもそこに記事を寄せていましたが、そういう中身がまだまだ残っている。ぜひ生かして、戦争体験を語り継ぐなどを含めた創意的な工夫をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○総務部長

今課長から答弁申し上げましたけれども、平和を願うということは国民、市民だれしも同じだと思います。そういう中で戦後50数年を過ぎまして、やはり平和に対する考え方そのものも時代の流れで少し変化はあると思いますけれども、我々は毎年の平和事業というものを含めながらどういう事業展開ができるか、あるいはどういう形で進めていけるのかも今後研究しながら工夫をしていきたいというふうに思っております。

○中島委員

今年になってから、アメリカが4回、ロシアが5回臨界核実験を強行しています。世界からの批判もあります。小樽は核兵器廃絶平和都市宣言をした都市として、このような核兵器を再び実験するような中身に対して、はっきり反対抗議の声明を出すべきだと思うんです。こういうことには取り組んできたのでしょうか。

○(総)総務課長

具体的には市長名で米国政府なり大使館にされてはございませんけれども、北海道市長会としての取り組みとして、今のお話にございましたように、例えば核実験という、最近はございませんけれども、臨界前の実験であるとか、そういうものに対して北海道市長会として在日の米国大使館あてにそういった文章をその都度送付して意思を表明しているわけでございます。

小樽市といたしましても、そういった一員として気持ちは同じでございますので、その都度そういう形でお願いをして、相手国に対する意思表示をしているというふうに理解しておりますので、今後につきましてもそういうような形で、市長会を代表するような形でやっていくのがよろしいかなというふうに考えてございます。

○中島委員

小樽市の戦没者追悼式が毎年行われています。私も参加していますが、遺族の参加者が年々高齢化して、マリナーホールで行われていますが、正面ステージの焼香が大変困難。介助する職員が手を引いて上がるという状況です。こういう中身を見ますと、階段の焼香を前提としたこういう計画が適当かどうかということを考えるのですが、む

しろ平地を利用した高齢者向けの式典にしてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○社会福祉課長

戦没者追悼式についてでございますけれども、平成7年度から現在の市民センターで開催をしております。委員ご指摘のとおり確かに遺族の方々が高齢化しておりまして、階段の上り下りが大変困難な方が出てきております。

ただ、参加者が200名から250名くらいおりまして、そういう参加者を収容する、また記念式典をやる会場の確保といった、そういうものが困難な点もありますので、少し検討をさせていただきたいというふうに思います。

○中島委員

市内の小中学校の体育館、こういうところも大いに利用できるのではないかなと思うんですね。今小学校、中学校の入学式や卒業式も必ずしも演壇を利用しない、水平面における対面方式というのも採用しております。それなりに大変感動的な場面がございます。高齢者の方々が段に上がることのないような形で利用できる式場という点では、いろいろ検討する余地はあると思います。ぜひとも参加者の方々に負担のかからないような式典の計画をしていたきたい、このように思います。

また、この式典に関しては日の丸も後ろに張っておりますし、君が代を斉唱する、こういう形になっております。けれども、戦争で遺族、兄弟あるいは夫を亡くされた方々が、天皇を讃えていつまでも長らえてほしいという歌を心から願って歌える。果たしてそうでしょうか。遺族会の集まりでは君が代を歌っていません。このような取り組みの中で君が代を歌うことを検討すべきではないかと思いますが、どうですか。

○福祉部長

今年に至るまで長年やってきておりまして、また国や道のそれぞれの追悼式も参考にしながら進めてきたところでございます。

○中島委員

参加者の気持ちを大切にするという点からお考えいただきたいという私の意見です。

○中島委員

国旗・国歌について

最後に、本委員会で先ほど自民党の前田委員から小樽市内の小中学校の国旗・国歌の実施率についての質問がありました。教育長は、札幌市の教育委員会の職務命令を大変な勇断だと評価いたしました。もう一度確認しますが、これはこの方針を認め、賛意を表したという、こういうふうに判断してよろしいですか。

○教育長

国旗・国歌の斉唱率を上げるには幾つかの課題があって、それぞれ苦しんで実施をしておりますが、札幌市が全国に先駆けてその方向をはっきりと示したということは本当に大きな決断を要したのではないかと、そういうふうに申し上げたのでご理解をいただきたい。

○中島委員

これは今日の北海道新聞の社説です。これは一つの意見ですから、社会の意見だというふうに判断すべきだと思います。「職務命令というのは、学習指導要領によっているとはいえ、教職員はもとより児童・生徒、父母に日の丸や君が代を事実上強制することにほかならない。教職員が実力をもって阻止などを行った場合は、処分の対象になる。式の不参加で児童・生徒の指導を行わない場合も服務上の責任が問われる」という内容です。

私は教育の現場で、内容はともあれ強権的な方法でこれを実施すること事態が、個性を育て、伸び伸びした教育をする、そのことに反するのではないかなと思うんです。いかがですか、教育長。

○教育長

そのようなご意見もあり、あるいは道新の社説のようなご意見もあると思いますが、コメントは差し控えさせていただきます。

ご検討あるいはご審議をお願いし、こういう認識に立ってございますので、私としては十分審議は尽くされた、そういう判断を持っております。

○佐々木(勝)委員

形式的なことではなくて、やりとりの中から意見の集約の仕方、そういう等々についても問題や課題を残しながら、今まで来たのではないかと考えているんですよ。形式的な部分というのは通ってきたというふうに思います。

しかし、誠心誠意対応してきたという市教委の受けとめ方には、私は形式的なところについてはわかります。しかし、内実やはりもっともっと声を聞いて、もっともっとやっていかなければならない部分もあるのではないかなというふうに考えているんですよ。課題もすべて解消したと思っていますか。

○教育長

委員の課題の最大ものとして30人学級、いわゆるゆとりの部分と、そういう言い方でもしされているとすれば、私どもはこの問題につきましては、現行の学級編成に関する標準法の中では、都道府県の基準も用いて、そして学級編成すると、そういうことになってございますので、システマ的にまず困難だという状況がございます。これにつきましては、私どもの考え方といたしましては、教育に関係する団体あるいは全国市長会を通じて実施を迫る、こういうスタンスで今やってきてございますので、このゆとりのある部分についてはそういった方向で今後も粘り強くやっていきたいなというふうに考えてございます。その他の教育の問題につきましては、この計画ですべてと私は申し上げませんが、これから取り組む中でいろいろな課題がまた出てきようかと、その時点でそれぞれに適切な対応をする、そういったことで問題の解消を少しでも図っていききたいなと、そのように思っております。

○佐々木(勝)委員

私が言いたいのは30人学級だけではなくて、この適正配置計画に着手して、知恵を出し合って進めていくということは、いろいろな課題に連動して、大きく言えば改革につながっていくと、こうふうに私は受けとめたいんですよ。学校5日制の問題でも、学校5日制が学校が5日になるだけではないんですね。今までの6日制だった学校を5日にすることによって、家庭教育にも社会教育にも学校のあり方等についてもみんな考えていかなければならない、そういう意味づけの中の学校5日制もあるわけですね。そういうような環境、条件整備をしていくための、この適正配置計画はステップであると、こういうふうに受けとめているものですから、調査特別委員会ですから、調査を、何らかの上で調査しなければならないという一部は残っているのではないかと私は言っているんですよ。そういう意味で。

2つ目は、この9月3日に予算及び条例提案をすることになった、この背景は何ですか。

○学校教育部長

今回の予算それから条例案をご提案申し上げていますのは、私どもといたしましては来年の4月1日、こういう実施を前提といたしておりますので、そういう一連のまず行為があると、これが1つございます。これは私どもの考え方です。

それと、もう1つは、来年菁園中学校の改築、私ども計画してございますので、これにつきましては、国の補助金の導入を予定しており、これに当たりまして補助申請までに、この学校設置条例の一部改正というのが必要とされてございますので、そういった問題もございまして、今回ご提案を申し上げた。こういうことでございます。

○佐々木(勝)委員

ちょっと見えないんですね。こういう適正配置計画をこの時期に予算を持っていて、そして条例を改正していく、その手順は示されました。そうしていかなければならない事情や背景というものは何でしょうか。

○学校教育部長

やはり当然のことながら、根っこには私どもの認識としては理解がなければ出せないわけでございますので、私どもはそういった今までの一連、対保護者あるいは対関係団体との接触の中、あるいは説明の中で、そういった理

解が得られているという認識が根っこにあることは当然でございます。

○佐々木(勝)委員

小樽の子供たちも少子高齢化が進んでいると、子供が少ないということから教育環境を整理していくというその関係、こういうのが根っこにあるのではないですかという部分なんですよ。だから行政改革の枠から少し移して、適正配置計画という根っこにかえて、そして特別委員会をつくったと、ということなんですよ。それについて市長。

○市長

今のお話ありましたように、当初は行政改革実施計画の中で中心部の学校の統廃合というような表現で来たと思いますけれども、いろいろ議会の中で、議論の中で、そうではなくて適正配置だと、いわゆる子供たちの数が減っていくに伴う教育環境の整備、教育効果の向上を目指すということで進めてきたものというふうに認識しております。

○佐々木(勝)委員

その時期が新しい菁園中学校の改築にかかわる部分の事務上からすれば、この3定に手続きをすることによって、新しいことができるのではないかと、こういう意味ですね。

そうすると、その準備段階になりますけれども、来年それから再来年やらなければならないことがありますね。それについては、やっていくことについては、万全な対策をとられていますか。

○学校教育部長

一つには、校舎の施設整備のことで考えてみますと、これにつきましては今回補正予算案でご提出申し上げてございますので、これにつきましては年内に補正予算という中でもって対応できるだろうと、このように考えております。

それから、教職員の増員の問題、これにつきましては道教委の方と接触している中で、私どもとしては前向きなご答弁もいただいておりますので、今の段階で明言はできませんが、そういったことで教職員の確保については、そういった道教委の回答、前向きなものがあるということでございます。

それから、一番大事ないわゆる適配を進める上での準備、各学校の取り組みが一番問題なんですけれども、これにつきましては当該校におきまして教職員参加のもとに、それぞれの受け入れあるいは送り出す委員会をつくって、これが議決後、精力的に積極的に動くということになってございますので、私としては予定どおり13年度から実施できると、そういうふうに思っております。

○佐々木(勝)委員

部分的な部分そうではなくて、いろいろな状況をクリアしていかなければならないのだろうということですよ、とりあえずはね。環境の問題、それから父母の問題、地域との問題等々、そういう中に対する対策も十分とられたというふうに言われましたけれども、その理由、安心、万事体制をきちっととられたということで。

○学校教育部長

私の認識としては、進める上での体制づくりはしている。ただ、まだ議決なっていませんから、まだそういった意味ではこれからというものもあると思いますけれども、これから取り組みの中で、またいろいろな問題があればその都度直すところは直す、あるいは補正するところは補正、そういった中で対応していけば、計画どおり進められるだろうと、そういう認識を持っています。

○佐々木(勝)委員

受けとめ方にもよるんだということだよな。推進していった、これが見切り発車だというふうに受け取られては、これは効果がないと思うんですよ。そういう面で考えれば、お互いに共通に認識できる、共通の財産を持てるものは持った上で進めていくという関係が大事だろうというふうに思うんですよ。委員会の方では、市の方で見切り発

車したと、こういうふうには私は思いたくない。将来、この計画等については全くの反対ではありません。十分な審議を尽くしていくというその部分に私は立場に立っていますから、そういう点で考えれば、いわゆる見切り発車しているというふうに受け取られるべきではないと思っているんですけれども、委員会の方の認識はどうですか。

○学校教育部長

見切り発車という表現が適切かどうか、ちょっと私もわかりませんが、私どもの計画に残念ながらもなかなか理解を示していただけないという、そういった方もまた事実おられるかと思います。私どもは、あくまでもこの計画につきましては2回の小中関連校の説明会、あるいは教育の関係団体を通じて総体的に理解が得られているという、そういう判断のもとで今回こういった計画をつくり、そして予算、議案を出したと、こういう経過もございますので、そういった中で考えると、大変残念なことではございますけれども、これからこの計画を進めるに当たりまして、そういったご理解が得られていないようなそういった部分につきましては、これからもまた対応するなど、そういったことで理解を得るように努めていく必要があるのではなかろうかな、そのように思っています。

○佐々木(勝)委員

そういう意味で考えると、順繰りに考えて、いろいろな準備が必要なことでしょうがね。しかし、万全といったら全体万事万端ですからね、そういうようなことも何か考えた場合には、万全と言えない部分もあるのではないかな、その部分について。その一つの例が、この間もお話が出た、いわゆる条件整備を進めていくためには、人のふんどしでやるだけではなくて、自分のところでも真剣に考えてやっていくような姿勢というものが必要ではないかという話も出ます。そのために、教育長が進んでいろいろな声を聞きながら向かって、その解決に向けて努力してもらいたい、こういうことで、そういうことから考えれば、万が一、そういう要望や意見を聞いて取り組んでいるけれども、だめにしたということになればどうなっちゃうのかなということも心配なんですよ、そういう面ではね。他に向かって努力している部分というのはね。

そこで、聞きたい部分の最後であるんですけれども、この項の最後になるんだけれども、やりかけた部分ですから、万が一だめですよにならないためにも、必要によっては市の財政もそこに向けて取り組むという気持ちはどうですか。

○学校教育部長

計画の問題でございますけれども、私どもこの計画をつくるに当たって、例えば教職員の問題については、現在、道教委の方に要請して、そういったことで他機関の協力といたしましうか、それをお願いしているというのは事実でございます。私どもとしては計画をつくった以上は、この計画に責任を持っていくというのは当然でございますので、今の段階でもって、市の財政の部分もございまして、今の段階で明確なことはお話しできませんけれども、いずれにいたしましても、この計画について責任を持っていくという、そういう認識を持ってございまして、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○佐々木(勝)委員

その次、今の話の中の誠意は、意味ある部分だと思います。他の学校の教育条件整備はどうするのか。他の面での条件整備はどうするのか。こういうことに目を向けてほしいということを言っているんです。こうやっていることは他の教育条件整備、精いっぱい頑張っている、こういう決意を聞きたい。

○学校教育部長

小規模校の教育条件のことだと思いますけれども、私ども小規模校の教育条件の向上というのは、これは願っているということでございまして、中心部につきましては適正配置という手法を使って、今回教育環境の整備を図っていく、ということでございます。

来年度、第7次教職員定数改善計画という中で、2万数千人の教職員の増員が期待されてございますので、そういったことを見ながら小規模校の諸対策については、そういった状況を見極めながら考える必要があるというふう

に思っております。

○教育長

今部長の方から答えましたが、そのほかにも小規模校全体に対してどのような計画がいいのかということで、2万3,000人の増員につきましても、国の方では決めかねている部分がございます、決めかねているというのは、例えば都道府県の委員会から教員が2万3,000人、その5年計画の第1年次に例えば5,000人なら5,000人とされた場合に、北海道にどれぐらいいただけるかという意味での申請書を出すことになっているわけですが、その申請の立て方、申請どおりに北海道に例えば200人ぐらいの規模の教職員をそれでは差し上げましょうと、要望してくださいというふうに結果が決まったときに、その配置については市町村の教育委員会にゆだねてほしいと、教育局でこの学校にこの先生をとということではなくて、12人については小樽市に差し上げますので、その配置については小樽市で考えるようにと、そこまでやってほしいというような要望もしておりますので、具体化に向けてはまだちょっと時間が過ぎますが、そういうようなことも含めているいろいろな学校の環境整備について努力をしてみたい、そう考えております。

ただ、残念なことは、例えば司書教諭の配置にしても平成15年の4月までにいわゆる12学級以上ということになっていますと、小樽市では小学校も中学校も12学級以上という学校はございませんので、国に対して例えばそれを9学級に引き下げるとか、あるいはもっと可能であれば要望がある学校にはその図書館活動の創意的なことを願っている学校には司書教諭を配置するといったような、弾力的配置までも道教委として国に要望してほしいといったようなことも含めて、いろいろと考えているところでございます。

○佐々木(勝)委員

責任を持ってやっていくという、さっきの言葉ありますから、そういう問題が生じた場合については、積極的に問題解決に向かって対処してくれるものと期待し、またその覚悟ですね。

○教育長

道の教育委員会に要望しているのは、教職員の増員の問題と、それから教頭、養護教諭、事務職員の配置の問題でございます。そのほかに用務員とか給食の問題については、市の配置する職員の中におりますので、そういうことも含めて対応に万全を期すよう努力をしてみたいと思います。

○佐々木(勝)委員

同時にこの予算特別委員会でやっている陳情の問題です。現在、反対それから白紙撤回というものの、延期を求める陳情が上がっております。これについて市長の方の見解や、またどう対処されるのか。

○学校教育部長

陳情の件でございますけれども、これにつきましては、私としてはコメントを控えさせていただきたい。ただ、内容的に例えば30人学級の問題ですとか、あるいは実施期日の延期と、こういうことになりますと、30人学級につきましては先ほどお話ししましたように、これからも関係の機関に強く要求をしてみたい、そういう対応をとってみたいつもりでございますし、実施期日の関係については、一方では早く実施していただきたいという声もございますので、これについての考え方を受け入れることについては消極的にならざるを得ないというふうに思います。

○教育長

陳情とか白紙撤回にかかわるそういう要請については、議会のご審議の中で判断されるものと考えております。また、もう一つ、2～3日前に実行委員会から私どものところに要望書が出てまいりましたが、この議会終了後に、私時間をつくってまたいろいろご意見をお聞きしたい、そういうふうに考えております。

○佐々木(勝)委員

学校適正配置特別委員会はこれで終わるわけではないですね。この後も継続して行われていくということになりますけれども、今後万全の体制を組みながら、それこそエラーすることなく、そしてみんなの考えを吸収し合っ

完全実施といいますか、2年間ぐらいあるわけですし、その間にまだまだいろいろな問題が出てくるだろうと思いますので、そういった問題については十分教育委員会の方で関係者の皆さんの意見を聞きながら、対応していきたいと思っておりますし、いろいろな面でご要望があれば、また相談をしながら進めてまいりたい。

まず、教育委員会の今までのいろいろな取り組みなりお話の概況を聞いていますと、弾力を持ってやってきたと、それから子供たちには不安を抱かせるようなことのないようにしていきたい、こういうふうに答弁されています。ここでこの弾力性というのは例えば通学区なんかでも、線はこの間言ったのは図面いただきましたけれども、いろいろの都合で、あるいは兄弟との関係とか、いろいろなお友達の関係だとかという関係で、もしもあの線引きをした中よりもこっちへ行きたい、こっちへ行きたいというようなことなどがあつたら、それも弾力の中に入るのかどうなのか。あるいは、この問題について今まで万全にやってきたとすれば、それぞれの説明も十分してきたとすれば、今までの中の父兄やあるいは子供さんから、おれはあそこに行きたいんだ、ここに行きたいんだという希望などが教育委員会に寄せられているかどうか、そういうような話も十分してきたのかどうかも含めてご答弁ください。

しまして現実的に交通の利便性、あるいは通学距離が近いというそういった場面もあります。我々は計画に示して線を引いたのは、どうしてもやっぱり小学校の校区ですとか、そういったことも考えて引いたわけですが、距離的な部分、言われた幾つかの部分については、弾力的に対応していかなければならないだろうというふうに考えております。

また、委員ご指摘の兄弟関係、あるいはその子供さんの精神的なこと、そういった部分についてはこれは従前から事情をお聞きしながら、また学校での生活の様子等もお聞きしながら判断しておりますので、そういった立場で進めてまいりたいというふうに考えております。

○武井委員

希望者はあったのか。

○教育長

まだ希望者をとる段階ではございませんが、この議会で条例の可決をいただいたら、その後で保護者並びに子供に実施計画の概要についてお話をし、そして通学の指定につきましては、例年12月になっていて、1月に決定するわけですが、今回こういうような事情がございますので、お子さんあるいは保護者の希望でどういうふうにしたいということの調査をいたしたい。そこで子供や保護者のご意見を伺いたい。そう考えて、現在その希望は寄せられておりません。

○武井委員

万全の体制をとっていきたい、あるいはとってきたと言っているわけですから、あるいは十分とってきたつもりだと、こう言っているわけですが、今教育長話しましたように、概要関係についてまだまだあるようですから、十分ひとつ意見を聞いて、それこそ万全な体制をとって欲しいと思います。これは要望です。

○武井委員

福祉関係について

次に、福祉関係についてご質問いたします。

現在、福祉住宅、これは一体何軒、福祉住宅と呼ばれている軒数。何軒ですか。

○住宅課長

現在、市営住宅の管理戸数で申し上げますと3,500ございまして、そのうち特定目的ということで福祉住宅と言われている部分は約900戸ございます。

○武井委員

そのうち車いすで生活のできるような住宅は何軒ありますか。

○住宅課長

資料が手元にはございませんが、私の記憶では6戸、専用住宅として持っております。

○武井委員

4戸ではなかったかな。これはまあいいですが、福祉住宅は現在この300戸、特目は900戸あるということですが、特目は別にしまして、この中で2階の部分を含めた福祉住宅というのは、2階の部分は何軒ありますか。押さえていますか。

○住宅課長

大変申しわけございません。階別での福祉目的ということで、ちょっと資料持ってきてございませんので、後ほど調べてご報告いたします。

○武井委員

市もいろいろご努力されて、例えば銭函辺りのように、エレベーターをつけたり、いろいろ考えてはくれています。ところが福祉住宅と言われている中に2階がある。2階の中でも福祉と言っても、それはいろいろな福祉があ

るわけですから、ただ生活保護を受けている人、そういうふうな問題もあるでしょう。だけれども、私が聞きたいのは身体障害者、この方々が2階に上がるのは、これはもう大変な苦勞なんですね。ですから、この方々は2階に上がるのにはおぶって上がるしかない方がいらっしゃいます。そうしますと、今の階段は何センチありますか。つかんでいますか。非常に高いんですね、この階段の高さが。ましてや、この両手をついたりなんかして、杖をついて上がる人にとっては、あの段差というのは非常に大変なんです。私たち視察にいきまして、調査してきましたけれども、大体13センチぐらいが私たちも歩いてみたけれども、本当に疲れないんですね、その13センチぐらいのところは。ですから、この段差をせめて2階にするのであれば、段差を小さくするかあるいはスロープにするとか、何かそういう条件をつくって2階に指定をする。そうでなければ、これからは1階。2階の部分はやめて1階に絞ると、そして身障者の方々に考慮した入居を図ってやるとか、こういうようなことをするべきだと思いますが、いかがですか。

○住宅課長

今委員おっしゃったとおり、基本的にはそういった身障、身障に限らず高齢者もそうなんでしょうけれども、当初の入居させるときには当然1階というのを基本に置いてございます。

ただ、既存の住宅で特目も900戸あります。そのうちほとんどは現在オタモイとか、ああいう長屋形式の平屋建てが多くございますけれども当然、中層で4階、5階もございます。そういった中では、当然そういった方々については住み替えと、こういうことでやってございます。

また、段差、蹴上がりのことだと思いますけれども、私も押さえてございませぬ。基本的に共同住宅の場合には、20センチ以下とこういうことになってございますけれども、現在はそういった部分につきましては、階段に手すりなんかをつけて、なるべく負担を軽減させると、こういう工夫もしてございます。

また、最近の部分で申しますと入船住宅、これが高齢目的ということで建設したわけでございますけれども、階段につきましては15センチと、こういうことになってございます。

また、3階建てでございまして、そういった高齢者に配慮したという形では市内では初めてですけれども、3階建てでのエレベーター、こういうことで配慮しているところでございます。

○武井委員

ぜひとも今おっしゃったような方向で、できるだけ段差を小さくしてやるようにしてください。

なお、今手すり、手すりと言うけれども、手すりですら満足したと思ったら、これはちょっと間違いなんですね。半身不随の方が片方は杖をついている。手すりがこっちにあったって使えないんですよ。ですから、どうしても杖を頼りにして、段差を小さくしなければ大変困るわけなので、せっかくつけていただいても、左のこちらの方が手がきかないんですから、どうしようもない。ですから、そういうことで段差をしてあげてください。よろしいですね。

○武井委員

ホームレスの問題について

これは私が前にも質問をした問題でございまして。そのときの答弁が、2人いると、小樽市内には2人。そして、プラスアルファ1人いるんだと、このプラスアルファの1人は住所不定でないんだと。だけれども自分でもってそういうのしているんだ、こういうような警察調査の項目だといって、私に答弁しました。

ところが先日、若竹町で一人お亡くなりになったようです。しかもそれは相当亡くなってから日数がたって発見されたというふうに聞いています。私はこの小樽市は前のときは市民部だったんですね。これ一体どこの所管なのか、まずそこははっきりさせるべきだと、今これだけ一生懸命皆さん出入りの問題だとか、いやいろいろの課をずっと統廃合するとか何とかやっていますけれども、このホームレスの問題はどこが中心になるのか、社会福祉なのか、どこなのか、まずそこからお伺いします。これは総務部長。

○総務部長

ホームレスの方々の対応にもよると思うんですけれども、例えば福祉制度とかそういうものを希望している方については、やはり福祉が窓口になりますけれども、一般的にそういう関係がないという方については、私は市民部が窓口でないかなというふうに考えております。

○武井委員

だからそうなってくると、後ろの方で社会何とかという、こういうところが何か庁舎の中でもばらばらのように見受けます。私は例えばこういうような方が亡くなったら、こういう人たちの経費、これは一体どう、だから今言ったように、どここの課かはっきりしないと、どこから一体出る予算なのか、せっかくの今日は予算委員会、最後になりますから、これはどこから、例えばいろいろな経費がかかるわけでしょう。車でもそうでしょうし、葬式代もかかるわけですが、これは一体市民部、今、部長によると市民部の方から出るのか、所管がどこか、出すところがあるのか、いかがですか。

○福祉部次長

全体の窓口の部分で私の方からお答えいたします。

今総務部長から福祉部の部分とそれから市民部の部分とございましたけれども、まだ正直申し上げまして、どこが窓口というふうに庁内合意とれたものでございませんで、福祉部と市民部で協議しながら、当然総務部とも協議しますけれども、窓口についてはっきり一本化するということで進めていきたいと思います。

○武井委員

警察任せでもいいですけれども、警察はお金出す人いませんから、ぜひともきちっとしておいてほしいと。ということは、何で私がこれを取り上げているかと言いますと、先ほど2人と言いましたけれども、今ものすごく小樽はふえているんだそうです。実態はどの課に聞いたら、今何人いるかと、答弁できますか。

○保護課長

先ほどの経費の件でお尋ねがありましたのですけれども、警察では身元不明の遺体、その処理については行旅死亡人ということで、保護課の方に遺体を引き継ぐことになります。

○武井委員

保護課ですね。

○保護課長

はい。どういう経費がかかるかといいますと、官報に告示します、この費用。それから検死に係る費用。それから葬祭に係る扶助費と。そういうことで最終的には身元がわからなければ道の方にこの経費を請求して、道から費用をいただいております。

なお、火葬したお骨については、2年間ほど葬祭場の方に預かっていただきまして、身元が判明して関係者が出てきた場合には、この費用を返還していただくと、こういう仕組みになってございます。

○武井委員

何人。

○社会福祉課長

市として実態調査をしておりませんので、正確な数字はつかんでおりませんけれども、警察でも余り正確ではないんですけれども、交番なんかでつかんでいる数字では7人程度というふうにお聞きしております。

○武井委員

今聞いていてもどうもちぐはぐなところがあるようでございますので、ぜひともこれの方々もやっぱり人間でございますから、ぜひとも把握ができておくような体制だけはとっておいてください。それを申し上げて終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後6時30分

再開 午後7時37分

○委員長

会議を再開いたします。

中島委員より、別紙お手元に配付のとおり修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

○中島委員

日本共産党を代表して、ただいま上程されました我が党提案の予算修正案について説明します。

予算修正案は、既に我が党が提案している「在宅介護サービス利用奨励手当支給条例案」に関連するものです。

せっかく介護保険制度がスタートしたのに利用料や保険料が高く、サービスを差し控える傾向が見られます。我が党は国に対し見直し、改善を求めています。市独自でも負担軽減を図るべきです。予算修正案は、要介護3以上の対象者460人に対し月1万円、年2回支給するというもので、その財源は減債基金2,760万円を充てるものです。

以上で説明を終わります。

○委員長

一括討論に入ります。

○中島委員

日本共産党を代表し、議案第1号、4号、5号、30号、31号に反対、我が党提案の第33号「在宅介護サービス利用奨励手当支給条例案」には賛成ということで討論をします。

以下、主な理由を上げます。

第1は、学校統廃合の問題です。

教育には法律優先、教育の商品化は許されません。生徒の減少期の今こそ30人以下学級を実現し、国へ要求することはもちろんのこと、市独自でも予算措置し、どの子にも行き届いた教育を行うべきです。現時点で統廃合の延期、白紙撤回を求める陳情が出ている点からも、十分市民合意が得られているとは考えられません。

第2は、ドリームビーチ裁判に関連する補正予算と条例案です。

平成7年当時、暴力団や一部与党議員のかかわりが取りざたされた海水浴対策委員会への貸付金1億4,600万円が不当な公金支出と訴えられたものです。我が党も議会では不当な貸付金として反対してきました。

詳細は本会議で述べますが、以上討論とし、皆さんの賛成をお願いし終わります。

○横田委員

自由民主党を代表して、当委員会に付託されております市長提案の議案はいずれも可決、共産党から提出の議案第33号及びこれに関連して提出された議案第1号に対する修正案は否決、陳情は两件とも不採択と決することに賛成の討論をいたします。

とりわけ陳情第42号、第44号につきましては、中学校適正配置計画実施計画の延期、白紙撤回を求めるものでありますが、同実施計画につきましては、当市議会としても学校適正配置の重要性にかんがみ、改選後直ちに学校適正配置等調査特別委員会を設置の上、これまでも慎重なる審議検討を重ねてまいりました。

こうした中で教育委員会から実施計画案が示され、去る8月2日に同委員会において実施計画として承認決定されたものであります。この間教育委員会は地元町内会をはじめ、PTA、学校関係者等に対してたび重なる説明会を開催し、その中で十分に話し合いが行われ、結果として多くの方々のご理解が得られたものと承知しております。

よって、自由民主党としましては、平成13年春の中学校適正配置の実施に向け、市教委が積極的に取り組まれるよう、強く望むものであります。

したがいまして、議案第30号「市立学校設置条例の一部を改正する条例案」には賛成の態度を表明するものであり、適正配置計画の延期、白紙撤回を求める陳情第42号、第44号には不採択を主張して討論いたします。

○斉藤(陽)委員

公明党を代表し、議案第1号ないし第6号、第30号、第31号に賛成、議案第33号には反対、陳情第42号及び第44号については不採択を主張いたします。

なお、議案第1号修正案については反対いたします。

特に議案第30号については、特別委員会での時間をかけた議論を踏まえて、教育の環境整備、また少子化時代の小樽の教育を守るために、我が党は小樽市中学校適正配置実施計画のスムーズな実施を求めるものであります。

詳しい理由については本会議で述べることにいたします。

○佐々木(勝)委員

民主党は議案第1号ないし6号、議案第30号、31号については賛成の態度を表明します。33号については否決の態度を表明します。

なお、1号修正案については否決の態度です。

陳情について42、44号のうち、44号については願意の点から考えて不採択、42号についてはこの願意を平成13年4月1日、それから条例案の方の提案の方については平成13年4月1日実施です。この整合性を図るためには、このところは否決というふうに考えますが、願意の点から考えて陳情者の趣旨、延期方について十分踏まえるべきだということで継続の態度を表明いたします。詳しくは本会議で。

なお、否決された場合は、自席で棄権をいたします。

○大畠委員

市民クラブを代表して陳情第42号「小樽市中学校適正配置計画延期方について」及び陳情第44号「小樽市中学校適正配置実施計画白紙撤回方について」討論いたします。

陳情第44号については、私たち適正配置計画そのものに肯定の考えでありますので、不採択。

陳情第42号については、平成13年実施の延期は問題の先送りとなり、本質的に解決になるかどうかは疑問であります。

また、議案第30号「小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案」に賛成することは、当然実質的に計画容認の一面を持つことは否めませんが、反面、本陳情により子供、保護者の不安がまだ払拭されていないということは強く感じました。

よって、適正配置により特別な環境に置かれる子供たちのことを考えるとき、今後の適正配置計画をスムーズに進めるためにも、ぎりぎりまで回を重ねるべきという意味で、陳情第42号については継続を主張いたします。

なお、継続が否決された場合には、自席にて棄権をいたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第1号に関する修正案について採決いたします。

修正案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたします。

次に、議案第33号及び陳情第44号について一括採決いたします。

議案は可決、陳情は採択と決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決、陳情は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第42号について採決いたします。

継続審査とすることに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、採択と決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、議案第4号、第5号、第30号、第31号について一括採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について一括採決いたします。

お諮りいたします。各案件とも原案どおり可決と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

しかし、本委員会が4日間とも長時間ずれ込んだということにつきましては、今後議会活性化などの点からも反省すべきあるいは改善すべき点があるかと思しますので、今後の参考にさせていただきたいと思います。

いずれにしましても、当委員会に付託されました案件は議了され、当委員会が終了できましたことは、皆さん方のご尽力のおかげでございます。ありがとうございました。

当委員会はこれをもって閉会いたします。